

複合機賃貸借契約書（単価契約）

発注者と受注者とは、複合機賃貸借に関し、次の条項により契約を締結する。
本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

（※電子契約の場合は「本契約の証として、この電磁的記録を作成し、双方電子署名の上、各自この電磁的記録を保有する。」とする。）

（契約の目的）

第 1 条 本町における既存複合機等を一括して更新する。主な内容は次のとおりとする。

- ・ デジタル複合機及び関連機器の提供及び設置
- ・ 必要に応じた環境設定
- ・ 複合機を使用するために必要な保守及び障がい対応
- ・ 消耗部品納入（コピー用紙及びステープラー針は除く）

（複合機の設置場所等）

第 2 条 複合機の設置場所、機種及び請求先並びに発注者が複合機を利用することに伴う料金（以下「複合機賃貸借料金」という。）は、設置場所・機能等一覧及び別表 1 のとおりとする。

（賃貸借期間）

第 3 条 賃貸借期間は、令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日までとする。

（複合機賃貸借料金）

第 4 条 複合機賃貸借料金は、別表 1 に定める単価に発注者の確認を受けた複写枚数を乗じた額（1 円未満の端数は切り捨てる。）に消費税及び地方消費税額を乗じて得た額とする。この場合、1 円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。なお、契約期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更された場合は、その税率により計算した消費税及び地方消費税相当額に変更し、支払うものとする。

（料金の請求及び支払い）

第5条 受注者は、複合機毎に月単位で使用カウントを検針し、前条により算出した複合機賃貸借料金を翌月10日までに、設置場所・機能等一覧に示す請求先へ請求するものとする。

2 発注者は、請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

（複合機の納入）

第6条 受注者は、あらかじめ発注者が指定する日までに、発注者の指定する場所に複合機を納入し、正常な状態で使用できるようにした後、発注者の検査を受けるものとする。これに要する費用はすべて受注者において負担するものとする。

2 受注者は、前項に規定する期日までに複合機を納入し、発注者の検査に合格することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付した書面により期限の延長を求め、発注者の承認を受けなければならない。

3 受注者は、前項の場合において、その理由が受注者の責に帰するものであるときは、契約金額の年額相当額につきその延長日数に応じ、年2.5パーセントの割合を乗じて得た額の遅延料を発注者に支払わねばならない。

（消耗品の供給）

第7条 消耗品は、受注者の社員若しくは受注者の認定する社員（以下「社員」という。）の保守点検時又は発注者の申し出によって発注者の保有数量の不足を知った時、受注者が供給するものとする。但し、消耗品には、コピー用紙及びステープラー針は含まないものとする。

（電気料金の負担）

第8条 発注者が複合機を利用するために必要な電気料金については、発注者が負担する。

（複合機の保守）

第9条 受注者は、発注者が常時正常な状態で複合機を利用できるよう、定期的に社員を派遣して複合機の点検、調整を行わなければならない。

2 複合機が故障した場合は、発注者の請求により受注者は直ちに社員を派遣して修理に着手し、すみやかに正常な状態にしなければならない。

(設置場所の変更)

第 10 条 発注者は、第 2 条に規定する設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ受注者に通知しなければならない。この場合、複合機の移動は受注者が実施するものとする。

(保険)

第 11 条 受注者は、使用する複合機について、受注者の負担において動産総合保険を付するものとする。

(複合機賃貸借料金の変更)

第 12 条 一般的な経済情勢の変動に基づく物価等の変動により消耗品等の価格に変動が生じたときであっても、複合機賃貸借料金は変動しないものとする。ただし、予期することが出来ない非常の事態が発生したため、変更しないことが著しく不相当と認められる場合に限り、発注者及び受注者双方が協議の上、複合機賃貸借料金を変更することができるものとする。

(発注者の契約解除権)

第 13 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき理由により第 3 条の期間中に業務を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者の業務が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を履行する意思がないと認められるとき。

2 前各号の規定により契約を解除した場合は、契約保証金は発注者に帰属する。但し、契約保証金を納入していないときは、受注者は、損害賠償金として契約金額の年額相当額の 100 分の 10 に相当する額を納付するものとする。

3 第 6 条第 3 項及び前項に規定する契約金額の年間相当額は、年間使用予定数量相当分の複合機賃貸借料金（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4 発注者は、翌年度以降において発注者の歳入歳出予算における本契約の契約金額について減額又は削除された場合には、本契約を解除することができる。

(不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第 14 条 受注者（共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。

以下この条において同じ。)が、この契約に関し、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、賠償金として契約金額の年間相当額(この契約締結後、委託金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、この契約が履行された後についても同様とする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。「独占禁止法」という。以下同じ。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金納付命令(「納付命令」という。以下同じ。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(「受注者等」という。以下同じ。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)において、この契約が当該期間に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に対し、受注者(法人にあってはその役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると町長が認めたとき。
- 2 受注者は、契約の履行を理由として、第1項の賠償金を免れることができない。

- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が賠償金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 個人である入札参加資格業者及び法人である入札参加資格業者の役員等が、暴力団員であると認められるとき。
- (2) 入札参加資格業者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 入札参加資格業者及びその役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 入札参加資格業者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 入札参加資格業者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 入札参加資格業者及びその役員等が下請契約等、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、アからオまでのいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約又は、資材・原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(受注者の契約解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができるものとする。この場合において、発注者に未払いとなっている契約代金があるときは、受注者の発注者に対する当該契約代金及びこれに係る遅延利息の請求を妨げない。

(個人情報保護)

第 17 条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密等の保持)

第 18 条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその点検等業務を委託してはならない。

(目的外使用の禁止)

第 19 条 受注者は、この契約による点検等業務を履行するため収集、作成した個人情報を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(紛争の処理)

第 20 条 受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の負担において、その一切の処理をするものとする。

(補足)

第 21 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者との協議の上、これを定めるものとする。

2 この契約が、契約内容を記録した電磁的記録により作成した場合において、この契約に施された電子署名に付与されたタイムスタンプの時刻情報が記載の締結の日以後のときにあっても同日に遡って効力を生ずるものとし、また、当該時刻情報が同日前のときにあっても同日から効力を生ずるものとする。

(特約事項)

第 22 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約の締結日の属する年度の翌年度降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

2 1 の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者に対して損害賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、発注者及び受注者の協議により定めるものとする。

令和 年 月 日

発注者	住	所	大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地
	名	称	太子町
	代 表 者	太子町長 田 中 祐 二 印	

受注者	住	所
	商号・名称	
	代 表 者	

別表 1

複合機賃貸借料金

複合機賃貸借料金（単価） （消費税及び地方消費税を除く）	
モノクロ	〇〇.〇〇円
カラー	〇〇.〇〇円

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務を履行するにあたっては、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者（「業務従事者」という。以下同じ。）に対し、在職中及び退職後においても、個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知徹底させるとともに、適切な教育を行わなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故（「漏えい等」という。以下同じ。）の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所（「作業場所」という。以下同じ。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

3 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

4 受注者は、個人情報の管理責任者及び業務従事者（「責任者等」という。以下同じ。）を定め、書面により発注者に報告を行うものとする。

5 前項により報告した責任者等を変更する場合は、書面により速やかに報告を行うものとする。

6 管理責任者は、業務従事者が本特記事項に定める事項（「規定事項」という。以下同じ。）を適切に実施するよう監督しなければならない。

7 業務従事者は、管理責任者の指示に従い、規定事項を遵守しなければならない。

(責任者等への教育)

第4条 受注者は、責任者等に、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、規定事項において遵守すべき事項その他当該業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(収集の制限)

第5条 受注者は、この契約による業務を履行するために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(提供)

第6条 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者が保有する個人情報の提供を受ける必要がある場合は、その授受を明確にするために書面を取り交わすものとする。

(利用及び提供の制限)

第7条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、前条により授受された個人情報その他この契約による業務に関して知り得た個人情報について、当該業務を処理する目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8条 受注者は、第6条により授受された個人情報について、この契約による業務を処理するために必要がある場合を除き、作業場所から持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第10条 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、前項において承諾を受けた内容を変更する場合は、速やかに発注者に届出を行い、承諾を得るものとする。
- 3 前項ただし書きによる再委託を受けた第三者(「再受注者」という。以下同じ。)は、再委託を受けた業務の範囲内で、個人情報の保護について発注者と同様の義務を負うものとする。
- 4 受注者は、再受注者の履行内容を管理監督するとともに、当該再受注者の行為につき、発注者に対して連帯して責任を負うものとする。
- 5 この規定事項は、再委託先が再々委託を行う場合以降にも適用するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 受注者は、個人情報の漏えい等があった場合若しくはその兆候を把握した場合、又は規定事項に違反している事実若しくはその兆候を把握した場合は、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- 2 受注者は、前項の漏えい等があった場合は、発注者と協議のうえ、直ちに被害拡大の防止、原状復旧、再発防止のための必要な措置を講じるものとする。
- 3 受注者は、原状復旧後速やかに、事故の状況、復旧措置、原因等について、書面により発注者に報告しなければならない。

(個人情報の返還又は処分)

第12条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還又は廃棄・消去するとともに、その旨を書面により発注者に報告するものとする。

- 2 個人情報を廃棄又は消去する場合は、可能な限り復元不可能な手段を講じるものとする。

(検査の実施)

第13条 発注者は、個人情報の処理について、規定事項に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると判断した場合は、受注者に対して報告を求め、又は受注者の作業場所を調査することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の報告又は調査により発注者から改善を指示された場合は、その指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14条 発注者は、故意又は過失を問わず、受注者又は再受注者（以下、本条において「受注者等」という。）が規定事項に違反し、又は怠ったと認めるときは、この契約の解除をすることができるものとする。

- 2 受注者等は、前項の違反その他受注者等の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者等は、第1項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。